

【重要】

教職課程の法律が変わります—教職課程再課程認定について—

教育職員免許法・同施行規則の改正により、2019年度入学生および2019年度在籍の科目等履修生（教職課程）から改正後の新法が適用されます。

つきましては、2018年度または2019年度以降に大阪学院大学通信教育部へのご入学を検討されている方のうち教員免許取得希望の方は以下の内容をご一読いただき、ご理解をいただいた上でご出願くださいますようお願いいたします。

正科生

- 2018年度以前入学生
現行法〈注1〉を適用
(経過措置期間あり、経過措置詳細は未定)
- 2019年度以降入学生（復籍・再入学含む）
新法〈注2〉を適用

入学年度により以下のとおり取り扱いが異なります。

現在の課程を履修する

2018年度以前入学生

新課程を履修する（新しい条件を充たす必要が生じます）

- (1)2019年度以降入学生（復籍・再入学含む）
- (2)2018年度以前入学生のうち、以下の者
 - ①2019年度以降に卒業・退学・除籍により学籍が一度切れる
 - ②2019年度以降に科目等履修生として在籍する

科目等履修生（教職課程）

- 2018年度まで
現行法〈注1〉を適用
- 2019年度から
新法〈注2〉を適用

※本学の科目等履修生の履修期間は1年間ですが、所定の手続きにより継続履修が可能です。しかしながら、2018年度に科目等履修生（教職課程）として入学した学生が継続履修し、2019年度以降も在籍する場合、学修途中であっても2019年度からは新法の適用となります。

☆卒業・退学・除籍等を優先し、その後、取り残しの教職科目の学修を予定している正科生
☆2019年4月までに教職科目を全て修得できない科目等履修生
大阪学院大学 教務事務室教務課 通信教育部までご相談下さい。

新課程の新しい条件は、

●必修科目の新設（数科目）

上記内容の変更があります。現在の課程での修得単位は有効ですが、場合によっては新たに科目修得が必要になる可能性があります。

〈注1〉現行法…平成10年改正法を指す。

〈注2〉新法…平成31年度から適用される法律を指す。

上記内容については、文部科学省の今後の方針変更等により変更になる場合があります。